

## 都市計画部会における今後の検討方向について

### 1. 都市計画部会における検討内容

平成13年7月5日に諮問させていただいた「国際化、情報化、高齢化、人口減少等21世紀の新しい潮流に対応した都市再生のあり方はいかにあるべきか」については、社会資本整備審議会より、平成14年2月7日に中間とりまとめをしていただき、平成15年12月24日には、「都市再生ビジョン」として答申をいただいた。同ビジョンにおいては、5つの政策の基本的な方向とともに、今後のまちづくりを巡る課題とその対応として、10のアクションプランを提示していただいた。

これらの課題については、「まちづくり交付金」制度の創設、「景観緑三法」の制定等により、順次制度的な対応が図られてきたところであるが、残された課題のうち、以下の5点について、新しい時代の都市計画の基本的なあり方に係る課題として検討いただきたいと考えている。

人口減少等に対応した新たな都市計画制度の基本的枠組み

中心市街地の再生を図るための、広域的な都市機能の規制誘導施策及び中心市街地への都市機能の集積誘導施策

持続可能な都市を構築するための都市・生活インフラの整備の推進方策

安全で安心して暮らせるまちづくりの推進方策

歴史的な風土を活用したまちづくり、地域づくりのあり方

人口減少等に対応した新たな都市計画制度の基本的枠組みについて

2006年をピークとして我が国の人口が減少局面に突入することが予想され、また、より一層少子高齢化が進行していく中で、現在の、人口増加に伴う都市の成長を前提とした、原則開発許容型の都市計画制度の矛盾が顕在化しつつあり、その根本的な見直しが求められている。すなわち、人口減少を伴いつつ空洞化が進む「市街地縮小の時代」において、限られた財政的・人的資源の下、質の高い都市サービスを効率的に提供

していくためには、現在の拡散型の都市構造に歯止めをかけ、コンパクトで緑とオープンスペースの豊かな都市構造を実現する必要がある、そのための新しい都市計画制度を早期に構築することが求められている。

このため、「人口減少等に対応した新たな都市計画制度の基本的枠組み」について、住民参加の充実の観点や地方分権の視点等も含めて広範に検討を行う必要がある。

中心市街地の再生を図るための、広域的な都市機能の規制誘導  
施策及び中心市街地への都市機能の集積誘導施策について

現行の都市計画制度の課題が最も先鋭にあらわれているのは、中心市街地の衰退の問題である。現在、全国の地方都市において、居住人口の郊外化、行政・医療・福祉等の都市機能の拡散、大規模商業施設の郊外立地等を要因として、中心市街地の衰退は極めて深刻な状況であり、その再生を図るための都市計画制度の見直しが喫緊の課題となっている。

このため、「中心市街地の再生を図るための、広域的な都市機能の規制誘導施策及び中心市街地への都市機能の集積誘導施策」について早急に検討を行う必要がある。

持続可能な都市を構築するための都市・生活インフラの整備の  
推進方策について

前述のような「市街地縮小の時代」における街路、都市公園、下水道などの「都市・生活インフラ」については、環境保全上の制約、財政的な制約等が高まる中で、「持続可能な都市を構築する」ための適切な整備、管理のあり方が問われている。

一方、社会資本整備審議会・交通政策審議会計画部会においては、基本問題小委員会が設置され、現行の社会資本整備重点計画を平成20年度を初年度とする次期重点計画に移行するための検討が開始されたところであり、人口減少社会・少子高齢社会への対応、地球温暖化等環境課題への対応といった、各事業が横断的に対応すべき重点分野が示されているところである。

このため、都市計画部会において、同小委員会の検討状況を踏まえ、

「持続可能な都市を構築するための都市・生活インフラの整備の推進方策」について、検討を行う必要がある。

### 安全で安心して暮らせるまちづくりの推進方策について

近年、災害が多発する傾向にあり、特に昨年度は、新潟県中越地震、福岡県西方沖地震等の大地震が相次いで発生したほか、10個もの台風の上陸による風水害など記録的な災害が多発し、また東海地震等に加え首都直下地震の被害想定が公表され、あらためて、密集市街地における防災性の向上、都市の浸水対策等災害に強いまちづくりが求められている。

また、治安という点でも、近年、昭和期と比較して犯罪発生が倍増する一方、検挙率は低下傾向にあり、犯罪に強いまちづくりについて国民の関心が高まっている。

このため、「安全で安心して暮らせるまちづくりのあり方」についてハード、ソフトの両面から検討を行う必要がある。

### 歴史的な風土を活用したまちづくり、地域づくりのあり方について

本年6月1日より全面施行した景観法の制定を契機として、良好な景観形成に対する地域の取り組みが本格化する中で、地域固有の資源である歴史的な風土の活用が求められている。

この点については、別途、平成15年4月14日に「大津市における新たな古都指定など、今後の古都保存行政のあり方はいかにあるべきか。」との諮問がなされ、今後、「古都保存行政の理念の全国展開」について、歴史的風土部会において小委員会を設置し、議論を行うこととされている。

このため、都市計画部会においては、歴史的風土部会による検討の進捗状況を踏まえ、「歴史的な風土を活用したまちづくり、地域づくりのあり方」について、都市計画制度のあり方の観点から検討を行う必要がある。

## 2. 小委員会による検討

1. で述べたとおり、中心市街地の再生を図るための都市計画制度の見直しは、全国の地方都市に共通の喫緊の課題となっている。

中心市街地の再生については、従来、平成10年に制定されたいわゆるまちづくり三法（中心市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律、大規模小売店舗立地法、改正都市計画法）を中心に、省庁横断的な対策を講じるとともに、その後も、平成12年には都市計画法を改正し、準都市計画区域及び特定用途制限地域の創設、都市計画区域外の開発許可の導入等を行い、また、平成15年には、「中心市街地の機能回復」についての政策課題対応型都市計画運用指針を策定するなどの措置を講じてきた。

しかしながら、依然として、中心市街地の衰退には歯止めがかからない状況にあり、超高齢社会における高齢者の生活の自立、都市生活の選択肢の多様性の確保、公共投資の効率化とストックの有効活用等まちづくりの観点から、中心市街地の再生を図るための効果的な施策を確立する必要性が高まっている。本年成立した都市再生特別措置法等の一部改正の国会審議においても、「『まちづくり三法』等の適切な見直しの必要性について早急に検討すること」等との附帯決議がなされたところである。

このため、中心市街地の再生を図るための都市計画制度の見直しについては、他の課題に先行して、

広域的な都市機能の規制誘導施策

中心市街地への都市機能の集積誘導施策

その他中心市街地の再生に関連する都市計画制度

について、早急に専門的な検討を行う必要がある。

以上を踏まえ、都市計画部会に「中心市街地再生小委員会」を設置し、他の課題に先行して検討を行う必要がある。

### 3. 当面のスケジュール(案)

- 平成17年6月30日：都市計画部会開催
- 〃 7月：第1回中心市街地再生小委員会開催
- 〃 9～11月：中心市街地再生小委員会を3回程度開催
- 〃 12月目途：都市計画部会開催、第1次答申